



## 行政代執行による特定空家等の除却について

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項に規定する「特定空家等」とであると認められる次の建築物について、法第22条第9項の規定に基づき、行政代執行による解体撤去工事に着手します。なお、呉市においては、法に基づく初めての行政代執行となります。

### 1 特定空家等の概要

- (1) 所在地 呉市内神町102番
- (2) 用途 一戸建て住宅
- (3) 構造 木造瓦葺き2階建
- (4) 延べ面積 62.16平方メートル
- (5) 建築年 昭和43年3月

### 2 着手予定日

令和7年11月20日（木）午前10時

※執行責任者の指示により、解体撤去工事着手予定（天候その他による延期の場合有）

### 3 行政代執行の実施理由

当該特定空家等は、建築物及び工作物（進入通路）の老朽化が著しいとともに、崖上に建設されていることから、このまま放置して倒壊等に至った場合、崖下の住民等に大きな被害が発生することが危惧されています。

本件につきましては、平成26年の情報提供以降、法令等に基づく指導を行ってまいりましたが未だ改善がなされていません。このため、令和7年7月10日付けで法による「命令」の措置を実施しておりますが、措置期限（令和7年8月29日）までに改善が図られていないことから、法第22条第9項の規定に基づき、呉市が行政代執行による除却を実施します。

### 4 主な経過

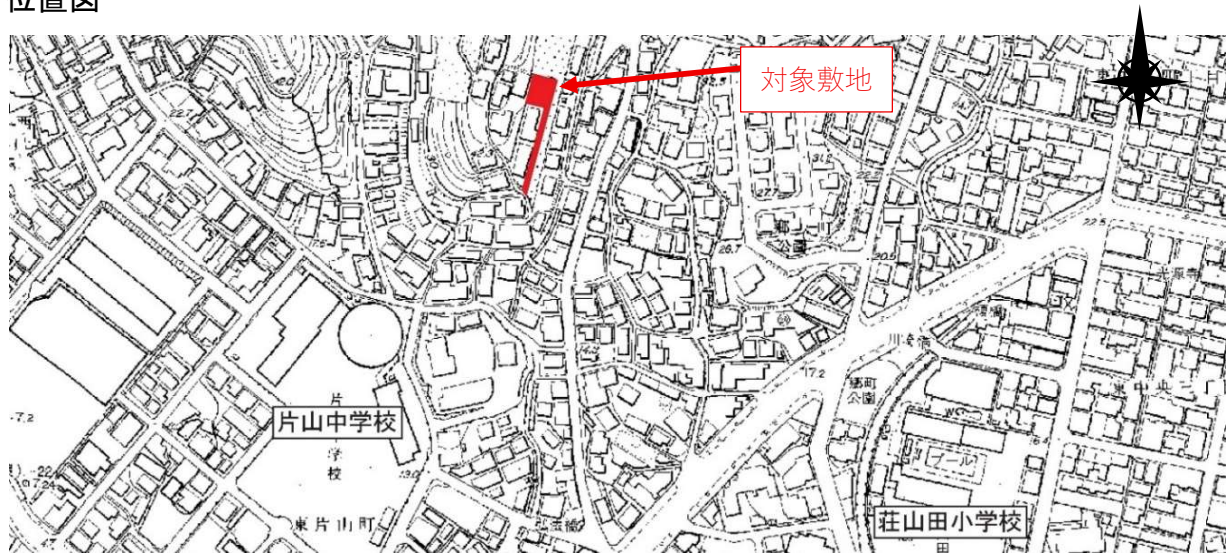
平成26年6月	空家等に関する情報提供受理
平成26年10月	条例に基づく指導
平成27年11月	呉市空家等対策審議会にて助言・指導実施の諮問・答申
平成27年～令和4年	助言・指導書の送付、訪問指導
令和5年2月	勧告書を送付
令和7年6月	呉市空家等対策審議会にて命令実施の諮問・答申
令和7年7月	命令書を送付
令和7年9月	代執行令書を送付
令和7年11月	行政代執行による解体撤去工事着手

### 5 行政代執行に要する費用

代執行に要する費用は全て所有者に請求します。

## 6 位置図及び状況写真

### 位置図



全景



空き家



進入通路(鉄骨橋梁)

## 【注意事項】

- ・現地周辺の道路（市道）は、幅員が狭隘で急峻なため、多くの人が殺到した場合、近隣住民への影響が危惧されます。このため、行政代執行当日に現地取材を希望される場合は、11月18日（火）の正午までに、電話にて、報道機関名・記者人数についてご連絡ください。希望人数を確認したうえで、必要に応じ調整させていただきます。なお、行政代執行着手後には、市役所にて取材に対応します。

（電話：0823-25-3390（住宅政策課長））

- ・現地付近には駐車場はありません。
- ・ドローン撮影などを行う場合は、必ず、許可・届出のうえ実施してください。
- ・解体工事施工業者への取材は、作業の支障となりますので、ご遠慮ください。